

八王子市帯状疱疹特別接種実施要綱

令和5年(2023年)8月1日施行

令和6年(2024年)4月1日改正

(目的)

第1条 この事業は、水痘帯状疱疹ウイルスに起因する帯状疱疹の予防接種を実施し、帯状疱疹の発症リスクの軽減及び重症化予防を図るとともに、後遺症としてまれにおこる帯状疱疹後神経痛(PHN)のリスクを軽減することをもって、対象者の健康維持及び保健医療の向上に寄与することを目的とする。

(対象者)

第2条 この要綱で定める対象者は、接種日当日に八王子市に住民登録がある50歳(50歳の誕生日の前日)以上の者とする。

2 次の各号に該当する場合、前項の規定に係わらず対象者から除外する。

- (1) 本要綱に基づく接種を受けたことがある者
- (2) 八王子市以外の公費での助成を受けて接種を受けたことがある者

(予防接種実施方法)

第3条 予防接種は、一般社団法人八王子市医師会及び市長が指定した医療機関(以下、「指定医療機関等」という。)への業務委託により行うものとし、指定医療機関等において実施する。

(接種の方法)

第4条 第2条に定める対象者に実施する予防接種は、次の各号に定める方法による。

- (1) 乾燥弱毒生水痘ワクチンを1回皮下に注射するものとし、接種量は0.5ミリリットルとする。
- (2) 乾燥組換え帯状疱疹ワクチンを2月以上の間隔をあけて2回筋肉内に注射するものとし、接種量は毎回0.5ミリリットルとする。ただし、1回目の接種から6か月後までに2回目の接種を行うこと。

2 疾病又は治療により免疫不全である者、免疫機能が低下した者又は免疫機能が低下する可能性がある者と医師が判断した者については、前項の規定による方法以外に以下に定める方法による接種を受けることができる。

- (1) 乾燥組換え帯状疱疹ワクチンを1月以上の間隔をあけて2回筋肉内に注射するものとし、接種量は毎回0.5ミリリットルとする。ただし、1回目の接種から6か月後までに2回目の接種を行うこと。

(申込方法)

第5条 この要綱に基づく予防接種を受けようとする場合は、氏名、生年月日、住所、その他必要な事項について健康医療部保健総務課（以下、「担当」という。）に対して申し込まなければならない。

(接種券の発行)

第6条 前条の申込を受けた場合、申込者が第2条に規定する対象者と確認できた時は、申込者に対して接種券を交付する。

(費用助成等)

第7条 前条により接種券の交付を受けた者は、指定医療機関等に接種券を提出し、自己負担として次の各号に定める金額を支払うことにより予防接種を受けることができる。

(1) 乾燥弱毒生水痘ワクチン 1回あたり3,960円

(2) 乾燥組換え帯状疱疹ワクチン 1回あたり11,000円

2 接種券の交付を受けた者が次のいずれかに該当する場合は、接種券と当該各号に該当することを証明する書類を指定医療機関へ提出することにより、自己負担なく予防接種を受けることができる。

(1) 生活保護法（昭和25年（1950年）法律第144号）による被保護者

(2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年（1994年）法律第30号）による支援給付受給者

(予防接種の実施及び費用助成の決定の取消し)

第8条 市長は、接種券の交付後、申込者が虚偽の申込み等により接種券の交付を受けたと認めた場合又は予防接種対象者に該当しないと認めた場合には、予防接種の実施決定を取り消し、接種券の返還を求めるものとする。

2 市長は、前項の取消しを行った場合において、申込者が既に予防接種を受けている場合にあっては、市が被った損害に相当する額の賠償を請求するものとする。

(健康被害救済)

第9条 この予防接種により、重篤な健康被害が発生し認定された場合の健康被害救済措置は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成14年（2002年）法律第192号）の規定に基づく健康被害に対する給付とする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年(2023年)8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年(2024年)4月1日から施行する。